

公認会計士等の法的責任について

平成6年10月3日
改正 平成22年7月6日
最終改正 平成28年7月25日
日本公認会計士協会

目次

	頁
はじめに	1
本研究報告の構成	2
民事上の責任	3
1. 法律関係の当事者	3
2. 責任の内容と関係法令	3
3. 法的責任の具体的内容	4
4. 時効	11
5. 免責	12
6. 監査法人の社員の責任	13
7. 公認会計士等の内部者間の法律関係	14
8. 守秘義務	15
9. その他	16
付表1 民事上の責任の内容	18
行政上の責任	20
1. 法律関係の当事者	20
2. 行政処分の根拠	20
3. 行政処分の種類	20
4. 行政処分の具体的内容	21
5. 行政処分の手続	26
6. その他	27
刑事上の責任	28
1. 法律関係の当事者	28
2. 違法行為の内容と関係法令	28
3. 時効	30
付表2 刑事上の責任の内容	31
その他の責任	32
1. 監査証明業務を行う者の制限、公認会計士等の名称使用制限等に係る責任	32
2. 定款・会計帳簿・貸借対照表・業務の状況に関する説明書類等に係る責任	33
3. 登記・登録・公告に係る責任	33
4. 有限責任監査法人の供託金に係る責任	35
5. 虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に係る責任	35
6. 審判手続に係る責任	36
7. 清算・資本の減少・出資金の払戻しに係る責任	37

8 . 上記以外の責任	38
-------------------	----

はじめに

公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び公認会計士法（以下「会計士法」という。）並びに日本公認会計士協会（以下「協会」という。）諸規則を始め、民法、会社法等に基づいて、監査証明業務及び財務書類の調製、財務に関する調査・立案等の監査証明業務以外の業務を行っており、これらの業務を通して経済社会の健全な発展に寄与してきた。

近年、監査証明業務を始め公認会計士等の業務が広く経済社会に理解されつつあることに伴い、職業的専門家である公認会計士等に対する経済社会からの負託及び期待に応えることの重要性が更に増してきていることは、我々が深く認識するところである。反面、職業的専門家には業務上の高度の注意義務が課せられており、公認会計士等に課せられている責任について、十分かつ体系的に理解しておくことの重要性は、改めて指摘するまでもないところである。

平成6年10月、当協会は、法規委員会研究報告第1号「公認会計士等の法的責任について」（以下「本研究報告」という。）を公表し、公認会計士等に対し監査手続の過失を認定し損害賠償を命じた当時の事例を踏まえて、将来における同様の事例の発生及び制度改正に備えるため、当時の法律上の諸規定を体系的、網羅的かつ簡易なものとして取りまとめた。その後、公認会計士等を巡る環境が大きく変化し、また、公認会計士等の権限及び法的責任に大きな変更が加えられたことから、本研究報告の全体的な構成を見直した上で、新たな裁判例及び事件等も参考に、本研究報告を改正し、平成22年7月に公表した。

平成22年7月の本研究報告の改正後も、平成25年の監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定、平成26年改正会社法の施行など、公認会計士等の責任を巡る環境や制度は変化を続けている。公認会計士等の法的責任を体系的に理解することの意義を踏まえると、本研究報告は、環境や制度の変化に応じて適宜改正することが適切である。

そのような観点から、今般、平成26年改正会社法の施行を機に、平成22年7月以降の環境や制度の変化を踏まえ、本研究報告を改正することとした。

本研究報告では触れていないが、公認会計士等は法的要求のみならず、当協会の自主的な規制（倫理規則等）の遵守も義務付けられていることにも留意されたい。また、関係条文の解釈に当たっては、上記に示した過去の研究報告の解釈内容も含めた通説によっていることを付言する。なお、本研究報告において引用されている法令は、平成28年4月1日現在のものである。

本研究報告の構成

本研究報告では、

民事上の責任

行政上の責任

刑事上の責任

その他の責任

の四つに分けて、公認会計士等の責任について説明する。

「民事上の責任」では、私人間の法律関係（契約、不法行為や、法令によるその特則）に基づく責任について扱う。民事上の責任において、公認会計士等が責任を負う相手（公認会計士等の責任を追及する者）は、基本的には私人（法人、個人）である（政府機関が株式を保有していた会社の粉飾決算が明らかとなり、会計監査人の責任を追及する、といった場合には、政府機関が当事者となることもあるが、その場合も政府機関は、飽くまで私人として他の株主と同じ立場で権利を行使しており、国の統治機関としての権限を行使しているわけではない。）。

「行政上の責任」では、公認会計士等が会計士法に基づく業務に関する義務に違反し、監督行政庁（金融庁等）から処分を受けるケースを取り扱う。責任を巡って、公認会計士等の相手方となるのは行政機関である。

「刑事上の責任」では、公認会計士等の業務に関して刑事罰の対象となる行為について取り扱う。公認会計士等の責任を追及する立場にあるのは検察官である。

以上の「民事上の責任」、「行政上の責任」、「刑事上の責任」の三つは、いずれも、公認会計士等の業務に係る責任である。その他に、業務そのものの中でなされる行為ではないが、公認会計士等としての地位に伴う行為（例えば、公認会計士登録等）について、その不履行等により一定の責任を負うことがある。それらを、「その他の責任」で取り扱う。なお、これらの責任は、行政上の責任と刑事上の責任のいずれの場合もあるが、「その他の責任」では、まとめて説明している。

民事上の責任

損害賠償という形で責任を負う。

1．法律関係の当事者

法律関係の当事者は、下記のように損害賠償の責任を負う者と損害賠償を請求する者とに分けられる。責任を負う相手・内容等は、業務遂行上の資格、立場により異なる。

(1) 損害賠償の責任を負う者

監査法人

監査法人の社員（公認会計士、外国公認会計士（注））

監査法人の社員（特定社員）

監査法人の従業者（公認会計士、外国公認会計士、会計士補、その他）

個人で公認会計士業務を行っている公認会計士、外国公認会計士（以下「個人会計士」という。）

個人会計士の従業者（公認会計士、外国公認会計士、会計士補、その他）

（注）会計士法第16条の2に規定する外国公認会計士、すなわち、外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者で、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、協会の外国公認会計士名簿へ登録を受けた者をいう。

(2) 損害賠償を請求する者

会計士法第2条第1項の監査証明業務において証明を受けようとする者（会社のほか、他の事業体も含めて、以下「被監査会社」という。）

同法第2条第2項の業務の委嘱者（以下「業務の委嘱者」という。）

第三者

第三者に関して補足すると、公認会計士等が責任を負う対象は、金商法では募集又は売出しに応じて有価証券を取得した者（金商法第21条第1項第3号等）又は虚偽記載等を知らずに、募集又は売出しによらずに有価証券を取得した者（金商法第22条等）と規定しているのに対し、会社法では「第三者」（会社法第429条第1項）と規定し、その内容は特定されていない。

以下、本研究報告では「第三者」として想定される主なものとして、株主、投資者及び債権者の三つを例示することとした。

2．責任の内容と関係法令

公認会計士等の民事責任を規定する主な関係法令を記載すれば、次のとおりである。

(1) 民法の規定

債務不履行責任（民法第412条、第415条、第416条）

不法行為責任（民法第709条、第710条）

使用者責任（民法第715条）

(2) 会社法の規定

会計監査人の被監査会社に対する損害賠償責任（会社法第423条第1項）

会計監査人の第三者に対する損害賠償責任（会社法第429条第1項、第2項第4号）

(3) 金商法の規定

有価証券届出書等の発行市場における責任（金商法第21条第1項第3号等）

有価証券届出書等の流通市場における責任（金商法第22条等）

有価証券報告書における責任（金商法第24条の4等）

半期報告書における責任（金商法第24条の5第5項等）

内部統制報告書における責任（金商法第24条の4の6等）

四半期報告書における責任（金商法第24条の4の7第4項等）

(4) 会計士法の規定

監査法人の不法行為責任（会計士法第34条の22第1項、会社法第600条）

3. 法的責任の具体的内容

公認会計士等が監査人として監査証明業務を行うに当たり、負うこととなる法的責任の具体的な内容を以下に説明することとする。

なお、監査証明業務以外の会計士法第2条第2項業務については、その目的・形態は多岐にわたるが、いずれの場合も公認会計士等には善良な管理者としての注意をもって業務を実施する義務が課せられており、その違反があつて損害が生じた場合は、依頼者に対し債務不履行責任が生じる。

すなわち、監査証明業務以外の会計士法第2条第2項業務において、業務の執行に際して職業的専門家としての注意義務を怠り公認会計士等が業務の委嘱者に損害を与えたときは、下記(1)の損害賠償責任を負う。また、第三者に対しては、下記(1)及び(4)により公認会計士等が不法行為責任を負うことになる。

(1) 民法の規定による責任

債務不履行責任（民法第412条、第415条、第416条）

ア. 成立要件

公認会計士等は、監査証明業務を提供する際に、被監査会社との間で監査契約を締結するが、その場合の公認会計士等と被監査会社との法律関係は、一般に準委任契約（民法第656条）関係にあると解されている。ここで、準委任契約とは、財産管理の委託などの法律行為以外の事務の処理を委託する契約であり、委任の規定が準用される（民法第656条）。

民法第415条は、こうした契約の債務不履行に基づく損害賠償責任を規定するものであり、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」と定めており、公認会計士等は、受任者としての委任の本旨に従い、委任された業務を善良な管理

者としての注意をもって履行する義務があり、履行期限内に履行しなかったり、履行が不完全なものであったことにより被監査会社又は業務の委嘱者が損害を被った場合は、債務不履行の責任が問われることになる。

この債務不履行責任は、公認会計士等の資格に基づく業務上生じる責任で、被監査会社又は業務の委嘱者との間に生じる責任の基本をなすものであり、後記(2) の会社法第423条第1項に定める被監査会社に対する任務懈怠責任は、この債務不履行責任の典型的な場合を規定したものと見える。

この債務不履行責任の成立要件は、以下のa. からd. までであるが、各要件が成立しているか否かの判断については、一般的に民法の解釈が難しいとされている。

- a. 債務不履行（債務の本旨に従った履行をしないこと）の内容・程度
- b. その帰責事由（故意・過失）
- c. 被監査会社又は業務の委嘱者の損害の発生とその額
- d. a. b. とc. との相当因果関係

a. の債務不履行の内容・程度については、責任を追及する債権者の側が立証する必要がある。具体的には、通説では、財務諸表のどの部分が虚偽記載で、公認会計士等が実施した業務のどの部分が債務不履行に当たるかを、債権者側が具体的に主張・立証する必要がある。また、b. については、債務者の側で、損害賠償義務を免れるために、自己に帰責事由がなかったこと、すなわち、職業的専門家に課せられる正当な注意の下に業務が実施されたこと（故意・過失がないこと）を主張・立証しなければならないと解されている。私法上、故意とは、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすることをいい、また、過失とは、自分の行為から一定の結果が発生することを認識できたのに、不注意でそれを認識しないこととされている（高橋和之ほか編集「法律学小辞典」第5版 有斐閣 平成28年3月）。公認会計士等の場合、被監査会社又は業務の委嘱者との準委任契約に基づき善管注意義務を尽くして職務を遂行すること自体がその債務内容であるから、a. の債務の「本旨に従った履行をしないこと」の証明は、同時に注意義務違反があることの証明でもある。

イ．無過失の挙証

無過失の挙証は、例えば、監査業務に関しては監査計画の立案から監査報告書の提出に至るまで、それぞれの過程が、職業的専門家としての正当な注意の下に実施されたことを、監査調書等の証拠に基づいて証明することである。そして、監査調書に基づく証明については、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」により業務が実施されたことを証明することになると考えられる。「一般に公正妥当と認められる監査の基準」は、以下のように原則的な規定を定めた監査基準及び監査基準を具体化した実務的・詳細な規定である協会の指針（監査実務指針）の両者で構成され、紛争になった場合には、監査が行われた時点における監査基準等の趣旨を斟酌しつつ、職業的専門家として行った監査手続

の選択・実施の判断が相当なものであったかどうか問われることとなる。

- ・ 企業会計審議会により公表された監査に関する基準（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第2項、第3項）
- ・ 協会により公表された監査基準委員会報告書及び監査・保証実務委員会報告等の実務指針

ウ．リスク・アプローチと不正行為発見との関係

財務諸表監査の目的は財務諸表の適正性の検証にあり、不正行為の発見を直接の目的とするものではないとしても、財務諸表の適正性に著しい影響を及ぼすような不正・誤謬がないかを確認するものでなければ有意義とはいえない。このため、監査人は、リスク・アプローチの考え方に則り、平成25年監査基準の改定及び監査における不正リスク対応基準の設定により、これらに従って不正リスクを適切に評価し、評価した不正リスクに対応した適切な監査手続を実施することが求められる。

エ．過失相殺

公認会計士等に債務不履行責任があるとされる場合でも、被監査会社又は業務の委嘱者の側にも過失があれば、過失相殺（民法第418条）があり得、裁判例によれば、8割の過失相殺が認められているものもある（大阪地判平成16年（ワ）第4762号損害賠償請求事件平成20年4月18日）。監査契約等においても、公認会計士等が被監査会社又は業務の委嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、被監査会社又は業務の委嘱者の役員又は使用人に過失があるときは、公認会計士等の損害賠償の金額を定める際に斟酌して減免する旨の過失相殺に関する定めを置く場合がある。

オ．割合的因果関係

公認会計士等に民事上の責任があるとされる場合で会社役員等と連帯責任を負うと法文上規定されているものがある（会社法第430条等）。一方、法文等により複数の者が連帯責任を負うとされる場合でも、個々の者に帰されるべき因果関係の寄与割合を認定し、それに応じて個別に損害賠償額を算定するとする考えがある（割合的因果関係）。株式会社の取締役の責任については、この割合的因果関係が認められた裁判例があり、個々の役員の責任に応じた損害賠償を負い、かつ、それで足りるとしている（大阪高判平成17年（ネ）第568号損害賠償請求控訴事件平成18年6月9日。最判平成18年（受）第1723号等平成20年2月12日確定）。

カ．クリーンハンズの原則

クリーンハンズの原則とは、もともと英米法上の概念であり、「不誠実な行為により取得した権利ないし法的地位を主張することは許されない」とするものであり（谷口知平、石田喜久夫編集「新版 注釈民法(1) 総則(1)」改訂版 有斐閣 平成14年11月（第1編 安永正昭著））、日本の民法第1条第2項の信義則の内容をなすものとされている。当該原則によれば、被監査会社又は業務の委嘱者の内部統制組織が欠如している場合や、被監査会社又は業務の委嘱者自身が不正の隠蔽等を行っている場合には、公認会計士等の責任を追及するこ

とはできないとの解釈がある。ただし、民事再生法における管財人について、粉飾決算を行った再生会社が有する監査人に対する監査契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権を行使することが、当該原則に反するものではないとする裁判例がある（大阪地判平成16年（ワ）第4762号損害賠償請求事件平成20年4月18日）。

キ．公正なる会計慣行の解釈

被監査会社の財務書類に虚偽記載があるかどうかの判断に当たっては、被監査会社が従うべき公正なる会計慣行として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が参照されることとなる。裁判例として、「公正なる会計慣行」といえるためには、一般的に広く会計上の習わしとされていて（一般性）相当の時間繰り返して行われていること（反復継続性）が必要であると解すべきである。なぜなら、一般性を有していなければ、会計基準として、そもそも適切なものとはいえない特殊な基準としか評価できないし、反復継続性がなければ、慣行としての規範性を有するとはいえないからである。」と判示するものがある（大阪地判平成11年（ワ）第12705号損害賠償請求事件平成19年4月13日）。

ク．行政処分との関係

最近の裁判例には、会計士法に基づく行政処分がなされたことが公認会計士等の過失を認める根拠になり得るかという点が争われたものがある（大阪地判平成16年（ワ）第4762号損害賠償請求事件平成20年4月18日）。これによれば、契約に基づく民事責任と会計士法違反の違法な行為があったか否かということは、それぞれ別個の法制度に基づくものとして判示され、行政処分がなされたことは、民事上の責任を認める根拠とならないとされている。

不法行為責任（民法第709条、第710条）

監査証明業務及び監査証明業務以外の業務（以下「監査業務等」という。）に関連する公認会計士等の不法行為責任とは、監査業務等に関連して個人会計士、監査法人の社員又は公認会計士等の従業者が、故意又は過失によって被監査会社、業務の委嘱者若しくは第三者の権利（財産権、人格権）又は法律上保護される利益を侵害した場合、公認会計士等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うことをいう。

監査業務に関連して公認会計士等が被監査会社に対して不法行為責任を負うかどうか問題となる事項があるが、例えば、被監査会社から預かった書類等を紛失したこと等は、監査業務に付随する債務の不履行として扱われ、通常、不法行為責任の問題にはされないものと考えられる。また、それらの行為が従業者によってなされたとしても履行補助者の行為として公認会計士等が債務不履行責任を負うことになる。

これに対して監査業務に関連して第三者に対して責任を負う場合として重要なのは、監査報告書が被監査会社から第三者に提出され、その結果、第三者が損害を被った場合、例えば、監査報告書が被監査会社を通じて金融機関に提出され、金融機関がその内容を信頼して融資を実行したが、重大な虚偽の表示を見過ごし

て監査報告書が作成されていたため、金融機関が損害を被ったといった場合である。このようなケースで特定の場合を定型的に規定したのが、後記(2) の会社法第429条第2項第4号である。

不法行為責任の成立要件は、上記 ア．と同様に、以下の a．b．c．d．が要件とされるが、不法行為責任の性質上、b．についても損害賠償を求める被監査会社、業務の委嘱者又は第三者側に立証責任があるとされる。

- a．権利・利益侵害の内容・程度
- b．その帰責事由（故意・過失）
- c．被監査会社、業務の委嘱者又は第三者の損害の発生とその額
- d．a．b．とc．との相当因果関係

使用者責任（民法第715条）

監査業務等のために他人を使用する公認会計士等は、従業者がその業務の執行について被監査会社、業務の委嘱者又は第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、公認会計士等が、従業者の選任及び監査業務等の実施過程での監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害を防止できなかったことを証明すれば責任を免れる。

従業者の被監査会社、業務の委嘱者又は第三者に対する加害行為自体には不法行為の一般要件（故意又は過失、権利の侵害、損害の発生、相当の因果関係）を必要とする。

なお、従業者が監査業務で往査の途中に交通事故を起こしたといった一般的に起こるケースは、あらゆる事業体に共通して認められる不法行為責任の問題であって、監査業務そのものに直接関連する責任に限定して考える本研究報告の範囲に含まれない事柄である。

(2) 会社法の規定による責任

会社法には、会計監査人の地位に基づき、次のとおり、 の被監査会社に対する任務懈怠責任と の第三者に対する虚偽記載等の責任の定めがある。

会計監査人の被監査会社に対する損害賠償責任（会社法第423条第1項）

会計監査人と被監査会社との関係は委任の規定に従うものとされており（会社法第330条）、会計監査人がその任務を怠ったときは、被監査会社に対し、これによって生じた損害賠償責任を負う（会社法第423条第1項）。会計監査人が被監査会社に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役）も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者と連帯して責任を負う（会社法第430条）。

監査人の注意義務の内容及び過失については、財務諸表の監査に当たり、善良なる管理者としての注意義務をもって、主として監査基準に基づき通常実施すべき監査手続を実施する義務を負っていると判断する裁判例（大阪地判平成10年（ワ）第5877号損害賠償請求事件平成17年2月24日）や監査手続が不十分であることが原因で、虚偽記載が発見できず、結果として合理的でない保証となった場

合には、監査人の監査手続は十分でなかったというべきであると判示する裁判例（大阪地判平成16年(ワ)第4762号損害賠償請求事件平成20年4月18日）がある。

なお、任務懈怠の責任は、一般法である民法の債務不履行責任とほぼ同一の責任と解釈されている。

会計監査人の第三者に対する損害賠償責任（会社法第429条第1項、第2項第4号）

会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該会計監査人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法第429条第1項）。会計監査人が会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をしたときも同様に第三者に生じた損害を賠償する責任を負うが、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない（会社法第429条第2項第4号）。

会社法第429条第1項の会計監査人としての職務一般に関する損害賠償に関しては、(1) の不法行為責任（民法第709条、第710条）の性質上、前記b.の帰責事由は損害賠償を求める第三者側に立証責任があるのが原則であり、これに従い、会計監査人の職務上の任務懈怠（会社法第429条第1項）については、損害賠償を求める第三者側に悪意又は重大な過失の立証責任がある。この場合には、前記b.の帰責事由に関し、過失があっても重大な過失がない限り免責される（軽過失の場合免責される）点で、一般の不法行為責任よりも損害賠償が成立するための主観的要件が軽減されている。また、前記a.権利・利益侵害の内容・程度についても、会計監査人の悪意又は重大な過失による注意義務違反を第三者側が立証しなければならない。

しかし、監査報告書の虚偽記載に係る責任（会社法第429条第2項第4号）に限っては、重過失があったときだけでなく単なる過失の場合でも責任を負い、かつ、上記のように「注意を怠らなかつたこと」、すなわち、過失がなかつたことについて会計監査人に立証責任が転換されている。

また、損害額の推定規定は設けられていないため、請求する側が損害の発生及び損害額を立証する必要がある。

さらに、この会計監査人の損害賠償責任は、の対会社責任と同様、連帯債務となる（会社法第430条）。もっとも、常に損害全額の損害賠償責任を負うわけではなく、過失相殺や割合的認定が認められる余地がある（(1) 債務不履行責任工.オ.参照）。

(3) 金商法の規定による責任

金商法では、不法行為責任（民法第709条、第710条）の特則として、虚偽証明等に関する責任が定められており、次の から までの発行開示書類等の類型により規定されている。

有価証券届出書等の発行市場における責任（金商法第21条第1項第3号、第23条の2、第23条の12第5項）

有価証券届出書等の流通市場における責任（金商法第22条、第23条の2、第23条の12第5項）

有価証券報告書における責任（金商法第24条の4、第22条、第21条第1項第3号）

半期報告書における責任（金商法第24条の5第5項、第22条）

内部統制報告書における責任（金商法第24条の4の6、第22条）

四半期報告書における責任（金商法第24条の4の7第4項、第22条）

公認会計士等は、上記 から までの対象となる各書類の重要な虚偽記載のあるものを虚偽記載なきものとして、監査の証明又は四半期レビュー結論の表明を行った場合、虚偽記載があることを知らずに有価証券を取得した者に対し、虚偽記載により生じた損害について賠償責任を負う。

故意又は過失の立証責任は公認会計士等に転換されており、公認会計士等が、故意又は過失がなかったことを立証したときには、損害賠償責任は生じない（金商法第21条第2項第2号、第22条第2項）。

損害額の推定規定は設けられておらず、請求する側（投資家）が損害の発生及び損害額を立証する必要がある。

(4) 会計士法の規定による責任（会計士法第34条の22第1項、会社法第600条）

監査法人は、監査法人を代表する社員その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う（会計士法第34条の22第1項、会社法第600条）。

ここで、「職務を行うについて」という場合の職務とは、行為の外形上、監査法人を代表する社員としての職務行為と認められれば足り、たとえ不正の目的でなされても職務行為であるとされている。例えば、監査法人を代表する一社員が被監査会社の利益を図る目的で、監査法人において内部決定した監査報告書の内容と異なる監査報告書を変造して提出し、第三者に損害を与えた場合、監査法人は法人の不法行為により損害賠償の責任を負うものと考えられる。

(5) その他の法令に基づく監査に係る責任

その他の法令に基づく監査（いわゆる財務諸表監査に該当しないものも含む。）には以下のようなものがあるが、民法上の責任規定のほか、その他の法令に公認会計士等に対し特別の責任が規定されている場合には、当該規定に従うこととなる。

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫の監査（信用金庫法第38条の2第3項、労働金庫法第41条の2第3項、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項、農林中央金庫法第33条第1項）

私立学校法人の監査（私立学校振興助成法第14条第3項）

労働組合の監査（労働組合法第5条第2項第7号）

特定目的会社、投資法人、投資事業有限責任組合、受益証券発行限定責任信託の監査（資産の流動化に関する法律第91条第1項、投資信託及び投資法人に関する

る法律第130条、投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第2項、信託法第252条第1項)

独立行政法人、地方独立行政法人の監査(独立行政法人通則法第39条第1項、地方独立行政法人法第35条)

公益社団法人及び公益財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条)、一般社団法人及び一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第107条第1項及び第197条、第124条第2項第1号及び第199条)の監査

政党交付金の交付を受けた政党の監査(政党助成法第19条第2項)

地方公共団体の監査(地方自治法第252条の28、第252条の36等)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(国立大学法人法第35条)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法第42条第3項)、放送大学学園(放送大学学園法第10条第2項)の監査

(6) 請求権の競合

ある行為が不法行為責任による損害賠償請求権を発生させると同時に債務不履行責任によるそれをも生じさせるという場合がある。これを請求権の競合という。この場合、両請求権に差異があること(帰責事由の立証責任、消滅時効等)から、いずれの請求権も主張できるかなどの問題が生じる。

請求権が複数成立しそうな場合にいずれを行使すべきであるかという問題について、裁判例は、いずれも行使してよいという請求権競合説に立っており(最判第2小法廷昭和43年(オ)第58号損害賠償請求事件昭和44年10月17日)、学説の多くもそれを支持している(内田貴「民法 債権各論」第3版 東京大学出版会 平成23年2月)。

4. 時効

(1) 民法上の消滅時効

金商法に損害賠償の消滅時効に関する規定はない。したがって、民法の規定が適用される。すなわち、不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った日から3年間又は不法行為の時から20年間を経過する時までに損害賠償を請求しないときは消滅する(民法第724条)。

会社法第423条第1項による会計監査人の被監査会社に対する責任に係る消滅時効について、改正前商法第266条第1項第5号に基づく会社の取締役に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は、商法第522条所定の5年ではなく、民法第167条第1項により10年と解すべきとする最高裁判例がある(最判第2小法廷判決平成18年(受)第1074号損害賠償請求事件平成20年1月28日)。

また、会社法第429条による会計監査人の第三者に対する責任に係る消滅時効について、改正前商法第266条ノ3に関し、同条第1項前段所定の第三者の取締役に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は10年とすべきとする最高裁判例がある(最判第3小法廷判決昭和49年(オ)第768号損害賠償請求事件昭和49年12月17日)。

(2) 金商法上の除斥期間

金商法上、有価証券届出書に、重要な虚偽記載があるときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償責任を負う（金商法第18条）。一方で、その賠償の請求権の除斥期間として請求権者が虚偽記載を知った時又は相当な注意をもって知ることができる時から3年間、又は届出がその効力を生じた時から7年間これを行わないときは、請求権は消滅する旨を規定している（金商法第20条）。そして、目論見書、訂正報告書等の場合にもこれらの規定が準用されている（金商法第18条第2項、第23条の12第5号）。

この届出者に対する損害賠償請求権の除斥期間の規定は、届出書提出会社の役員等又は監査証明をした監査法人等の損害賠償責任（金商法第21条第1項）に関して金商法上は直接準用されていないように見受けられるが、届出者（会社自身）の責任については短期の除斥期間の規定がある一方、届出書提出会社の役員等又は監査証明をした監査法人等にはそのような規定がないことを理由に民法の時効の規定により責任が長期間存在することになるのは不合理であると考えられる。

5. 免責

(1) 法定監査業務

法定監査のうち会社法上の会計監査人の被監査会社に対する責任（会社法第423条第1項）については、以下のように、一定の要件を充たす場合、責任の全部又は一部を免除することができる（会社法第424条乃至第427条）。

総株主の同意による全部の免除（会社法第424条）

総株主の同意がなければ、会計監査人の任務懈怠責任を免除することができない。

株主総会の特別決議による一部免除（会社法第425条）

総株主の同意がなくても、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害の責任を負う額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、株主総会の特別決議により、責任の一部を免除することができる（会社法第425条）。ここで、最低責任限度額とは、会計監査人の1年当たりの報酬額の2倍である（会社法第425条第1項第1号八）。

定款の定めに基づく取締役の過半数の同意又は取締役会決議による一部免除（会社法第426条）

監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社において、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、と同じ責任軽減の限度額において、取締役の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては取締役会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる（会社法第426条）。

定款の定めに基づく責任限定契約（会社法第427条）

会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ被監査会社が定めた額と最低責任限度額（会計監査人の1年当たりの報酬額の2倍）とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を会計監査人と締結することができる旨を定款で定めることができる（会社法第427条）。

(2) 任意監査及び監査業務以外の業務

任意監査及び監査業務以外の業務に関しては、監査契約等において、契約の履行に伴い公認会計士等の責めに帰すべき事由に基づき生じた被監査会社又は業務の委嘱者の損害について、当該契約に関して公認会計士等に支払われる報酬額を限度として賠償する責めを負う旨などを記載し、損害賠償責任の限定をすることが多いものと思われる。

6. 監査法人の社員の責任

(1) 監査証明等に関する責任

金商法上又は会社法上、監査法人による監査証明又は会計監査人としての会計監査報告について、当該監査法人の社員が直接損害賠償責任を負うとする規定は存在しない。もっとも、虚偽の監査証明等を行った監査法人の社員自身が、故意又は過失により第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害したものとして、不法行為責任に基づく損害賠償責任（民法第709条）を負うものとした裁判例がある（東京地判平成19年（ワ）第12156号等損害賠償請求事件平成21年5月21日）。

(2) 監査法人の債務についての無限連帯責任

上記3.において、被監査会社、業務の委嘱者又は第三者に対する責任の内容を述べたが、これは直接当事者間の責任問題である。しかし、監査法人の社員の場合、直接当事者間の関係でなくても、法人の構成員である社員について、債権者に対し、次のような連帯責任が生じる。

指定社員制度を採用していない無限責任監査法人における社員の責任

監査法人が、損害賠償その他の債務を負担し、その財産をもっても完済できないとき、監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、各社員は連帯して弁済の責任を負う（会計士法第34条の10の6第1項、第2項）。ただし、社員が監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、責任を負わない（会計士法第34条の10の6第3項）。

指定社員制度を採用している無限責任監査法人における社員の責任

指定社員制度を採用している場合には、指定社員（指定社員であった者を含む。）が被監査会社に対する債務の連帯責任を負い、指定社員以外の社員については、被監査会社に対する債務の連帯責任を負わない（会計士法第34条の10の6第4項）。ただし、指定社員であっても脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は連帯責任を負わない。

有限責任監査法人の社員の責任

有限責任監査法人の社員は、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任（有限責任）を負うが（会計士法第34条の10の6第7項）、指定有限責任社員（指定有限責任社員であった者を含む。）は無限の連帯責任を負う（会計士法第34条の10の6第8項、第10項）。ただし、指定有限責任社員であっても脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は連帯責任を負わない。

監査法人の社員の脱退に関する会社法の規定の準用

社員が、監査法人を脱退した場合、当該脱退した社員は、その脱退の登記をする前に生じた監査法人の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負うが、この責任は、脱退の登記後2年以内に請求又は請求の予告をしない監査法人の債権者に対しては、当該登記後2年を経過した時に消滅することとされている（会計士法第34条の10の6第11項、会社法第612条）。ただし、指定社員制度を採用している場合における被監査会社に対して負担することとなった無限責任監査法人の債務に係る指定社員の責任又は有限責任監査法人における特定証明に関し負担することとなった有限責任監査法人の債務に係る指定有限責任社員の責任については、脱退の登記後2年を経過しても消滅せず、監査証明業務に係る債務の消滅時効が完成するまで責任を負うものと解される。

なお、業務を執行する有限責任社員（有限責任監査法人の社員）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限責任社員は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会計士法第34条の23第3項、会社法第597条）。

指定社員制度及び有限責任監査法人制度の詳細に関しては、法規委員会研究報告第12号「指定社員制度に関するQ & A」及び法規委員会研究報告第8号「有限責任監査法人制度に関するQ & A」を参照されたい。

7. 公認会計士等の内部者間の法律関係

(1) 監査法人の業務執行社員に対する求償権（会計士法第34条の22第1項、会社法第596条）

業務を執行する社員は、その任務を怠ったときは、監査法人に対し、連帯してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う（会計士法第34条の22第1項、会社法第596条）。すなわち、監査法人は、業務執行社員が監査業務等を行うのに際し、被監査会社又は第三者に与えた損害を賠償した場合は、その業務執行社員に対して求償権を行使することができる。

(2) 業務執行社員の監査法人に対する損害賠償請求権（民法第650条第3項）

業務執行社員は監査業務等を行うのに際し、当該社員に過失がないにもかかわらず

ず損害を被ったときは、監査法人に対してその損害の賠償を請求することができる。

(3) 監査法人の社員の競業禁止（会計士法第34条の14第1項・第2項、第34条の22第1項、会社法第859条第2号、第595条第1項）

監査法人の社員に対しては、他の監査法人の社員になること及び自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行うことを禁ずる競業禁止規定の適用がある（会計士法第34条の14第1項、第2項）。ただし、会計士法第2条第2項業務については、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けたときはこの限りでない（会計士法第34条の14第2項ただし書）。社員がこれに反した場合、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定され（会計士法第34条の14第3項）。さらに、当該社員の除名事由にもなる（会計士法第34条の14第1項・第2項、第34条の22第1項、会社法第859条第2号）。

また、社員が自己又は第三者のために監査法人と取引をしようとするとき、監査法人が社員の債務を保証することその他社員でない者との間において監査法人と当該社員との利益が相反する取引をしようとするときには、当該社員は、当該取引について自己以外の過半数の社員の承認を得なければならないとする、利益相反取引の規定の適用がある。なお、定款に別段の定めがある場合には、この限りではない（会計士法第34条の22第1項、会社法第595条第1項）。

(4) 公認会計士等の従業者に対する求償権（民法第715条第3項）

公認会計士等が従業者の監査業務の執行について第三者に加えた損害を使用者責任により賠償した場合には、その従業者に対して求償権を行使することができる（民法第715条第3項）。

8. 守秘義務

(1) 守秘義務の概要

会計士法第27条は、「公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であっても、同様とする。」と規定し、公認会計士の守秘義務を定める。さらに、会計士法第49条の2は、公認会計士等の従業者等の守秘義務を定める。

公認会計士又は従業者等が、この守秘義務に違反した場合、債務不履行又は不法行為を構成し、当該守秘義務違反によって被害者に及ぼした損害につき、民法上、債務不履行に基づく損害賠償責任（民法第415条）不法行為に基づく損害賠償責任（民法第709条）又は使用者責任（第715条）を問われる。

また、会計士法上、公認会計士又は従業者等がこの守秘義務に違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（会計士法第52条第1項）。

ただし、この会計士法上の守秘義務違反の罪については、親告罪とされ、告訴がなければ公訴を提起することができない（会計士法第52条第2項）。

(2) 法令等による守秘義務解除

守秘義務は法令等によって解除が要求される場合がある。具体的には、以下のよう
な場合を倫理規則において定めている（倫理規則第6条第8項第2号の引用）。

- イ 訴訟手続の過程で文書を作成し、又は証拠を提出するとき。
- ロ 法令等に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。
- ハ 法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。

9. その他

(1) 監査調書の文書提出命令

損害賠償請求を行う当事者により、公認会計士等が職業的専門家として適切な監
査手続を実施していたかどうかを判断するために必要不可欠な監査調書の任意提
出が要請されることがあるが、公認会計士等がこれを拒否した場合、裁判所により
文書提出命令が出されることがある。文書提出命令とは、裁判所が、文書提出命令
の申立ての理由があると認めるときに、決定で、文書の所持者に対し、その提出を
命ずる手続（民事訴訟法第223条）であり、裁判における民事訴訟法上の証拠収集
手続である。

文書提出命令が認められるためには、以下の三つの要件を充足する必要がある。

文書提出命令の申立てを法定の必要的記載事項を記載した書面で行うこと。

文書提出命令の申立ては、書面により、文書の表示、文書の趣旨、文書の所持
者、証明すべき事実及び文書の提出義務の原因の五つの事項を明らかにしてしな
なければならない（民事訴訟法第221条第1項第1号乃至第5号、民事訴訟規則第140
条）。

所持者に文書提出義務があること。

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない（民事
訴訟法第220条）。エ. は、訴訟に協力する国民の一般義務として、広く、証言義
務と同一の性質を有する文書提出義務を負わせる趣旨とされている。

- ア. 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- イ. 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めるとき。
- ウ. 文書が拳証者の利益のために作成され、又は拳証者と文書の所持者との間の
法律関係について作成されたとき。
- エ. 上記ア. からウ. までに掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれ
にも該当しないとき。
 - a. 文書の所持者又は文書の所持者と民事訴訟法第196条各号に掲げる関係を
有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - b. 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、
又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - c. 民事訴訟法第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定す
る事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - d. 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持
する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）

e . 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合であること。

上記 エ . に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない(民事訴訟法第221条第2項)。したがって、文書の送付囑託等他の手段によって書証の申出が可能になるときは、文書提出命令によって文書入手する必要性があるとはいえず、文書提出命令の申立てはすることはできない。

(2) 株主代表訴訟

会社法監査において、被監査会社が会計監査人の責任追及を怠っている場合には、会社に代わり、被監査会社の株主は、被監査会社に対し、会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができる(会社法第847条、第423条)。当該制度は、会計監査人が、会社経営陣との馴れ合い監査を行い、その結果会社に損害が発生しても、会社が責任追及をしないことを想定して設けられたものである。

代表訴訟提起の要件は以下のとおりである。

株主が、6か月以上前から引き続き株式を有すること。

被監査会社に対して書面その他法務省令で定める方法により、会計監査人の責任を追及する等の訴えを提起するよう請求すること。

被監査会社が訴えの請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないこと。

また、平成26年会社法改正による多重代表訴訟制度の導入により、株主だけでなく、最終完全親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主は、その株式会社(ただし、その会社の株式帳簿価額が最終完全親会社の総資産額の5分の1を超える重要な子会社である場合)に対し、会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができるものとされている。

詳細については、法規委員会研究報告第4号「株主代表訴訟に関するQ & A」を参照されたい。

付表1 民事上の責任の内容

監査法人

業務区分	責任の内容	適用条文	責任を負う相手先		
			被 監 査 会 社 又 は 業 務 の 委 嘱 者	第 三 者	
				株 主	投 資 者
会社法監査	任務懈怠責任 債務不履行責任 虚偽記載等の責任 不法行為責任 使用者責任	会社法423 民 法415 会社法429、(4) 民 法709 民 法715	-	-	-
金商法監査	虚偽証明等の責任 債務不履行責任 不法行為責任 使用者責任	金商法21 (3) 金商法22 金商法24の4 金商法24の5 金商法24の4の6 金商法24の4の7 民 法415 民 法709 民 法715	- - - - -	-	- - - - -
その他の法令に基づき監査（学校法人監査、労働組合監査、独立行政法人監査等）	債務不履行責任 不法行為責任 使用者責任 1	民 法415 民 法709 民 法715	-	-	-
任意監査	債務不履行責任 不法行為責任 使用者責任	民 法415 民 法709 民 法715	-	-	-
会計士法第2条 第2項業務	債務不履行責任 不法行為責任 使用者責任	民 法415 民 法709 民 法715	-	-	-

監査法人は、監査法人を代表する社員その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う（会計士法第34条の22第1項、会社法第600条）。

1 民法上の規定のほか、各個別法に基づき任務懈怠責任や虚偽表示等の責任が規定されている。

2 表中の法令の略称：第123条第4項第5号 123 (5)（以下の表においても同様）

監査法人の社員（業務執行社員としての責任を含む。）

業務区分	責任の内容	適用条文	責任を負う相手先				
			監査法人	被監査会社又は 業務の委嘱者	第三者		
					株主	投資者	債権者
全ての業務	監査法人の損害賠償に対する責任	会計士法34の10の6、	-				
	監査法人に対する損害賠償責任	会計士法34の22、 会社法596		-	-	-	-
	有限責任社員の第三者に対する損害賠償責任	会計士法34の23、 会社法597	-				
	債務不履行責任 不法行為責任	民法415 民法709		-	-	-	-
監査法人の業務の範囲	競業禁止	会計士法34の14		-	-	-	-

監査法人の従業者

業務区分	責任の内容	適用条文	責任を負う相手先				
			監査法人	被監査会社又は 業務の委嘱者	第三者		
					株主	投資者	債権者
全ての業務	債務不履行責任	民法415		-	-	-	-
	不法行為責任	民法709		-	-	-	-
	使用者の責任	民法715		-	-	-	-

「個人会計士」

監査法人の責任として掲げた表 と同一内容の責任を負う。

「個人会計士」の従業者

監査法人の従業者の責任として掲げた表 と同一内容の責任を負う。

行政上の責任

会計士法上、公認会計士等及び特定社員等の行政上の責任に係る定めがあり、これに違反した者は、内閣総理大臣（金融庁長官）による行政上の処分を受ける。

1．法律関係の当事者

会計士法上、公認会計士等及び特定社員等に対する行政上の責任に関しては以下のような法律上の定めがある。

監査法人（会計士法第34条の21第2項）

公認会計士（監査法人の社員として業務を執行した者を含む。）（会計士法第30条、第31条）

監査法人の特定社員（会計士法第34条の10の17）

なお、会計士補、外国公認会計士についても公認会計士に準じた取扱いがなされるが、本研究報告「行政上の責任」では取り扱わず、上記 から までを対象としている。

2．行政処分の根拠

行政処分の根拠となる主な違法行為は、次の と に掲げるとおりである。

虚偽証明・不当証明（会計士法第30条、第34条の21第2項第1号・第2号）

法令違反（会計士法第31条、第34条の10の17第2項、第34条の21第2項第3号・第4号、第34条の29第2項）

3．行政処分の種類

行政処分の主な種類は、次の から までに掲げるとおりである。

戒告（会計士法第29条、第34条の10の17第1項、第34条の21第2項、第34条の29第2項）

2年以内の業務の停止（監査法人の場合、業務の全部又は一部の停止）（会計士法第29条、第34条の21第2項、第34条の29第2項）

登録の抹消（会計士法第29条、第34条の10の17第1項、第34条の29第2項）

監査法人の解散命令（会計士法第34条の21第2項）

監査法人に対する業務改善命令（会計士法第34条の21第2項、第34条の29第2項）

課徴金（会計士法第31条の2、第34条の21の2）

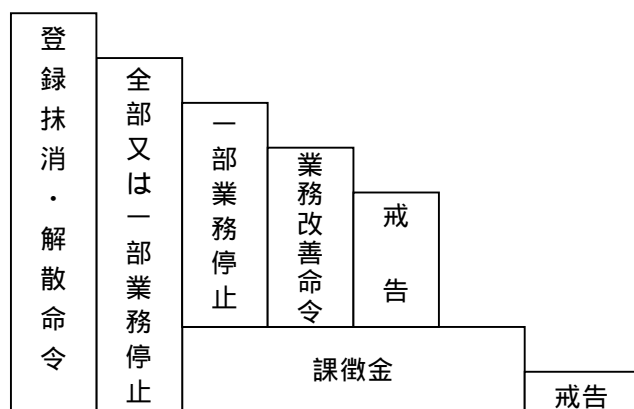
監査法人の社員に対する業務又は意思決定への全部又は一部の関与禁止（会計士法第34条の21第3項）

特定社員に対する業務従事停止（会計士法第34条の10の17第1項）

平成19年改正前の会計士法において監査法人に対する行政処分の種類は戒告、業務停止命令、解散命令に限定されていた。平成19年の会計士法改正により公認会計士等に対する行政処分の多様化が図られ、業務改善命令、課徴金制度等の行政処分が導入されており、平成20年4月1日以降適用となっている。

課徴金制度とは、公認会計士等が故意により虚偽証明を行ったとき又は相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったとき、内閣総理大臣（金融庁長官）は、当該公認会計士等に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（一定の戒告、業務停止、登録の抹消又は解散を命ずる場合等において、当該課徴金を納付させることを命ずることが適当でないと認められるときは、命じないことができる。）とするものである（会計士法第31条の2、第34条の21の2）。課徴金納付命令の創設に伴い、審判手続に係る規定についても整備が行われている（会計士法第34条の40乃至第34条の66）。

課徴金納付命令とその他の主な行政処分との関係を図示すると以下のようになる。



（池田唯一・三井秀範監修「新しい公認会計士・監査法人監査制度 - 公正な金融・資本市場の確保に向けて - 」 第一法規 平成21年11月）

なお、内閣総理大臣（金融庁長官）は、公認会計士等が会計士法若しくは会計士法に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士等が行う会計士法第2条第1項の業務が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士等に対し、必要な指示をすることができる（会計士法第34条の2、第34条の21第1項）。指示は、行政処分をするまでに至らない場合に、当該公認会計士等の改善への取組を促すために行われる。

4．行政処分の具体的内容

会計士法では行政処分の種類及び範囲が定められており、具体的な基本となる処分の量定について、平成20年6月23日に金融庁から「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（以下「処分基準」という。）が公表されている。これによれば、基本となる処分の量定を基準として個別事情、周辺事情等による加重・軽減が行われるという考え方が採られている。懲戒事由に応じた基本となる処分の量定及び個別事情による加重・軽減基準については処分基準に詳細な記載がなされている。例えば、公認会計士（監査法人の社員として業務を執行した者を含む。）が故意による虚偽証明を行った場合、登録抹消が基本となる処分の量定とされるが、虚偽証明・不当証明の対象期間が長期（おおむね5年以上）にわたる場合は加重がな

され、逆に1期のみの場合には軽減がなされるなど、個別事情による加重・軽減基準が定められている。

公認会計士等及び特定社員が、行政上の責任を問われる場合として、(1)虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等の場合と、(2)法令違反に対する懲戒処分等の場合がある。以下(1)と(2)に分けて説明する。

(1) 虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等

虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等は、故意や相当の注意を怠ったことによる虚偽証明を懲戒事由とするものであり、公認会計士等に対しその懲戒事由に応じて登録抹消、業務停止等の処分が行われる。

公認会計士に対する処分

公認会計士（監査法人の社員として業務を執行した者を含む。）が、故意による虚偽証明を行った場合、内閣総理大臣（金融庁長官）は、2年以内の業務の停止又は登録の抹消の懲戒処分をすることができる（会計士法第30条第1項・第3項、第29条）。また、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明を行った場合、内閣総理大臣（金融庁長官）は、戒告又は2年以内の業務の停止の懲戒処分をすることができる（会計士法第30条第2項・第3項、第29条）。

公認会計士（監査法人の社員として業務を執行した者を含む。）による虚偽証明については、故意による虚偽証明については登録抹消、相当の注意を怠ったことによる虚偽証明については業務停止が基本とされている（処分基準）。

処分基準における主な基本となる処分の量定をまとめると以下のようになる。

懲戒事由	基本となる処分の量定	関係条文
故意による虚偽証明	登録抹消	会計士法30、 会計士法31の2
相当の注意を怠ったことによる虚偽証明	業務停止6か月	会計士法30、 会計士法31の2

（注1）個人で監査契約を締結している公認会計士については、業務停止に至らない場合等であって、経済的損失を課することが効果的である場合には、課徴金を賦課されることがある。

（注2）事案が極めて重大かつ悪質な場合は、登録抹消又は業務停止に加えて、課徴金が課されることがある。

監査法人に対する処分

監査法人の社員が故意や相当の注意を怠ったことによる虚偽証明・不当証明を行った場合、内閣総理大臣（金融庁長官）は、当該監査法人に対し、戒告、業務改善命令、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散命令の懲戒処分をすることができる（会計士法第34条の21第2項）。また、この場合、監査法人に重大な責任を有する社員がいる場合、内閣総理大臣（金融庁長官）は、当該監

査法人に対し、2年以内の期間当該社員の監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に關与することを禁止することができる（会計士法第34条の21第3項）。

監査法人の社員が虚偽証明を行った場合、当該社員が所属する監査法人に対しては、ア．経済的な負担を課すことにより虚偽証明を抑止し（課徴金）、イ．業務執行社員による虚偽証明を醸成した業務執行体制等の監査法人としての問題点を将来に向けて改善させ（業務改善命令）、ウ．一定の期間は業容の拡大を禁止する（契約の新規の締結に関する業務の停止）、という処分の組合せを基本とするとされている（処分基準）。

処分基準における主な基本となる処分の量定をまとめると以下のようになる。

懲戒事由	基本となる処分の量定	関係条文
社員の故意による虚偽証明	課徴金（監査報酬の1.5倍）＋契約の新規の締結に関する業務の停止1年＋業務改善命令、又は業務停止3か月	会計士法34の21（1） 会計士法34の21の2
社員が相当の注意を怠ったことによる虚偽証明	課徴金（監査報酬の1倍）＋契約の新規の締結に関する業務の停止6か月＋業務改善命令、又は業務停止1か月	会計士法34の21（2） 会計士法34の21の2
業務執行社員以外に特に責任を有する社員がいる場合	当該社員の監査法人の業務又は意思決定への關与禁止	会計士法34の21

（注1）事案の重大性、監査法人の内部管理体制不備の重篤性などから、当該監査法人に監査業務を継続させることが適当でないと考えられる場合には、既存業務を含む業務停止とされる。

（注2）上記の場合又は解散命令処分の場合、課徴金は賦課されないことが基本となるが、事案が極めて重大かつ悪質な場合には、これらの処分に加えて、課徴金が課されることがある。

（注3）既存業務を含む業務の停止が行われる場合、行為の態様や内部管理体制の状況等を考慮し、監査法人全体に対してだけでなく、一部分（部門、従たる事務所など）又は一部の業務に対してのみ業務の停止が行われることもある。

(2) 法令違反に対する懲戒処分等

法令違反に対する懲戒処分等は、会計士法違反等を懲戒事由とするものであり、公認会計士等に対してその懲戒事由に応じて登録抹消、解散命令、業務停止等が、特定社員に対して登録抹消、業務従事停止等の処分が行われる。

公認会計士に対する処分

公認会計士が会計士法若しくは会計士法に基づく命令に違反した場合又は業務改善指示に従わない場合、内閣総理大臣（金融庁長官）は戒告、2年以内の業

務の停止又は登録の抹消の懲戒処分をすることができる(会計士法第31条第1項、第29条)。

処分基準における主な基本となる処分の量定をまとめると以下ようになる。

懲戒事由	基本となる処分の量定	関係条文
会計士法違反 (信用失墜行為違反、 運営が著しく不当な 場合以外)	業務停止処分違反につ ては登録抹消 業務改善指示違反、利害 関係規定違反等については 業務停止(1か月～2年) 使用人監督義務違反、社 員競業禁止規定違反等につ いては戒告	会計士法31ほか
会計士法違反 (信用失墜行為違反)	業務停止(1か月～1年)	会計士法26
会計士法違反 (運営が著しく不当)	業務停止(1か月～2年)	会計士法31

なお、個人情報保護法、インサイダー取引規制に違反した場合にも信用失墜行為の禁止(会計士法第26条)や守秘義務(会計士法第27条)のように公認会計士の義務規定があるため、会計士法違反として懲戒処分が行われることがある(会計士法第31条)。

監査法人に対する処分

監査法人が、主として以下に該当する場合、内閣総理大臣(金融庁長官)は、当該監査法人に対し、戒告、業務改善命令、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散命令の懲戒処分をすることができる(会計士法第34条の21第2項)。

ア．会計士法又は会計士法に基づく命令に違反した場合

イ．運営が著しく不当と認められる場合

ウ．業務改善指示に従わない場合

処分基準における主な基本となる処分の量定をまとめると以下ようになる。

懲戒事由	基本となる処分の量定	関係条文
会計士法違反 (信用失墜行為違反、 運営が著しく不当な 場合、有限責任監査 法人の違反行為以 外)	業務停止処分違反につ ては解散命令 業務改善命令違反、業務 改善指示違反等については 業務停止(1か月～2年) 利害関係規定違反、社員 のローテーション違反等に	会計士法34の11 会計士法34の21ほか

	<p>については業務改善命令 監査法人定款変更届出違反、使用人監督義務違反等については戒告</p>	
<p>会計士法違反 (信用失墜行為違反)</p>	<p>監査法人の信用を失墜させる行為については、態様に応じ戒告又は業務改善命令等 自己脱税等重大な場合は業務停止(1か月～3か月)</p>	<p>会計士法34の13</p>
<p>会計士法違反 (運営が著しく不当)</p>	<p>運営が著しく不当で重大な場合については業務停止(1年～2年) 業務管理体制の運用が著しく不十分な場合については業務改善命令</p>	<p>会計士法34の21 (3)</p>
<p>会計士法違反 (有限責任監査法人の違反行為)</p>	<p>不正の手段により登録した場合については有限責任監査法人の登録抹消 登録拒否事由に該当した場合については業務改善命令、改善までの一部業務停止 業務改善命令違反、業務改善指示違反については業務停止(2年)</p>	<p>会計士法34の29</p>

特定社員に対する処分

特定社員が会計士法又は会計士法に基づく命令に違反した場合、内閣総理大臣(金融庁長官)は、特定社員に対し、戒告、監査法人の会計士法第34条の5各号に掲げる業務(ア.第2条第2項の業務、イ.公認会計士試験に合格した者に対する実務補習)を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの2年以内の禁止、登録の抹消の処分をすることができる(会計士法第34条の10の17)。

処分基準における主な基本となる処分の量定をまとめると以下ようになる。

懲戒事由	基本となる処分の量定	関係条文
<p>会計士法違反 (信用失墜行為違反)</p>	<p>業務従事停止処分違反については登録抹消</p>	<p>会計士法34の10の13 会計士法34の10の16</p>

外)	守秘義務違反については監査法人の業務従事停止（1か月） 社員競業禁止規定違反等については戒告	会計士法34の10の17 会計士法34の14
会計士法違反 (信用失墜行為違反)	業務従事停止（1か月～1年）	会計士法34の13

5．行政処分の手続

(1) 懲戒処分

公認会計士に対する処分

懲戒処分は以下の手続を経て実施される。

- ・事実の調査（会計士法第32条第2項・第3項、第46条の10第2項）

金融庁職員の調査のための権限としては、審問、意見・報告徴求、鑑定人による鑑定、帳簿書類等の提出命令、事務所等への立入検査等があるが（会計士法第33条第1項）通常は審問によって行われる。なお、当事者の同意を得た任意の調査によることもある。

調査の結果、懲戒処分に相当する事実があった場合には、次に示す処分決定の手続に入ることになる。

- ・聴聞（会計士法第32条第4項）
- ・公認会計士・監査審査会の意見を聴くこと（会計士法第32条第5項。懲戒処分が公認会計士・監査審査会の勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しない（会計士法第32条第5項ただし書）。）
- ・公認会計士・監査審査会の調査審議（会計士法第35条第2項第1号）に基づく意見の内閣総理大臣（金融庁長官）への提出
- ・内閣総理大臣（金融庁長官）による処分の決定（会計士法第30条、第31条）

また、調査を行った場合には、調査の要旨を調書として作成し、処分があった場合には、特にその結果を明らかにしておかなければならず（会計士法第34条第1項）利害関係人は調書の縦覧を求め、又は実費を支払って謄本若しくは抄本を求めることができる（会計士法第34条第2項）。さらに、懲戒処分を行ったときは、その旨を公告することになっている（会計士法第34条第3項）。

なお、決定された懲戒処分等に不服がある場合、違法に損害を被った場合等は、一般の行政処分と同様に、行政不服審査による不服申立て（注）や行政事件訴訟による対応又は国家賠償請求訴訟による金銭賠償の対応が考えられる。

（注）下記(2)の課徴金納付命令は対象外である。

監査法人に対する処分

監査法人に対する処分の手続は、公認会計士の処分の手続の規定（会計士法第32条乃至第34条）が準用されている（会計士法第34条の21第4項）。

特定社員に対する処分

特定社員に対する処分の手続は、公認会計士の処分の手続の規定（会計士法第32条乃至第34条）が準用されている（会計士法第34条の10の17第3項）。

(2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令は会計士法第34条の40から62までに定める審判手続に従って実施される（会計士法第34条の40第1項）。

なお、審判は、原則として審判官3人から成る合議体によって公開で行われる（会計士法第34条の42第1項、第34条の44）。

6. その他

会計士法において、公認会計士の就職制限や業務執行社員の就職制限に違反した者など一定の要件を満たした者は過料に処せられる（会計士法第54条、第55条乃至第55条の4）。また、会計士法以外でも会計監査報告の虚偽記載を行った会計監査人など一定の要件を満たした者は過料に処せられるとの規定（会社法第976条）等がある。

なお、過料は、法律上の秩序維持や、行政上の義務の履行を強制するなどのために科せられるものであり、刑罰ではない。

（注）公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類及び内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が会計士法第30条又は第34条の21第2項第1号若しくは第2号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣（金融庁長官）は、1年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる（金商法第193条の2第7項）。

刑事上の責任

刑事上の責任を負うとは、刑罰を課されるということである。

刑罰とは、犯罪に対する法律上の効果として行為者に科される法益の剥奪（制裁）を内容とした処分をいう（高橋和之ほか編集「法律学小辞典」第5版 有斐閣 平成28年3月）。刑罰としては、科料・罰金・禁錮・懲役などがある。

1．法律関係の当事者

公認会計士等が業務に関連して行った行為について、刑事上の責任を問われることがある。その対象となるのは、次の(1)と(2)に掲げる者である。

会計士法及び金商法では、原則として、監査法人は刑罰の対象外である。

(1) 公認会計士（監査法人の社員として業務を執行した者を含む。）（会社法第967条第1項第3号、金商法第197条第1項、会計士法第27条）

(2) 監査法人の特定社員（会計士法第34条の10の16）

なお、会計士補、外国公認会計士についても公認会計士に準じた取扱いがなされるが、本研究報告「刑事上の責任」では取り扱わず、上記(1)及び(2)を対象としている。

2．違法行為の内容と関係法令

会計士の業務に関連して刑事上の責任を問われる違法行為を規定する関係法令は、次の(1)から(3)までに掲げるものである。

(1) 会社法の規定による責任

会社法では、贈収賄罪を規定しており、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられるとしている（会社法第967条第1項第3号）。

また、財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられるとしている（会社法第967条第2項）。

会社法第967条第1項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（会社法第971条第1項）。

(2) 金商法の規定による責任

公認会計士に対する刑事上の責任

金商法は、公認会計士だけを対象とする刑事上の責任として、虚偽証明そのものを対象とするいわゆる虚偽証明罪は設けていない（羽藤秀雄「新版 公認会計士法 日本の公認会計士監査制度」 同文館出版 平成21年6月）。これは、金商法において、公認会計士等の監査証明は、監査報告書によって行われ（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条）監査報告書は有価証券届出書等の一部分を構成することになるが、公認会計士等は有価証券届出書等の提出者ではないことによる。

しかし、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書等の提出者が、虚偽の記載がある書類を提出した場合（金商法第197条第1項、第197条の2。後掲付表2参照）に、公認会計士が、共犯（共同正犯（刑法第60条）教唆犯（刑法第61条）又は幫助犯（刑法第62条））として責任を問われることがある。具体的には、虚偽記載のある有価証券届出書等の提出罪の共同正犯として公認会計士が処罰された事例がある（最判平成19年（あ）1462号平成22年5月31日、東京高判平成24年（う）第488号平成25年1月11日等）。

共同正犯、教唆犯、幫助犯の用語は、それぞれ以下を指す。

	条文	説明
共同正犯	刑法第60条	2人以上が共同して犯罪を実行する場合をいう。 全員が正犯として処断される。
教唆犯	刑法第61条	犯罪意識のない者をそそのかし、犯罪を決意させて実行させた場合をいう。 正犯に適用されるべき法定刑の範囲内で処断される。
幫助犯（又は従犯）	刑法第62条	正犯を幫助すること、すなわち、犯罪の実行行為以外の行為によって正犯の犯罪を容易にする場合をいう。 正犯の法定刑から軽減した刑により処断される。

監査法人に対する刑事上の責任

虚偽証明を行った公認会計士を社員とする監査法人に対する刑事罰（両罰規定）は、規定されていない。

(3) 会計士法の規定による責任

会計士法上の責任として次のものがある。

	会計士法の規定	罰則
秘密を守る義務	公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であっても、同様である（会計士法27。会計士法16の2において準用する場合を含む。）。	左記の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される。 当該罪は、告訴がなければ公訴を提起
	特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなった後であっても、同様	

	である（会計士法34の10の16）。	することができない（会計士法52）。
公認会計士の使用人等の秘密を守る義務	公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、会計士法第2条第1項又は第2項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない（会計士法49の2）。	

3. 時効

刑事事件の時効には、「刑の言渡しを受けた後」、法定の期間が経過したら刑の執行を免除する刑の時効（刑法第31条、第32条）と、「犯罪後」一定の期間が経過したら起訴ができなくなる公訴時効（刑事訴訟法第250条）の2種類がある。両者は時効の起算点が全く異なる。一般に「時効」と言うときは、起訴ができなくなり処罰されることがなくなる公訴時効を指すことが多い。

刑の時効期間は、刑法第32条で定められており、例えば、罰金刑の時効期間は3年とされている（刑法第32条第5号）。

公訴時効は、犯罪の種類により法定の期間が異なる。その期間は刑事訴訟法第250条で定められているが、法律上特別の定めが置かれている場合もある。金商法第197条第1項による有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載（10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科）の公訴時効は7年（刑事訴訟法第250条第2項第4号）であり、金商法第197条の2による有価証券報告書の添付書類や四半期報告書等の虚偽記載（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科）の公訴時効は5年である（刑事訴訟法250条第2項第5号）。

公訴時効は、犯罪行為が終わった時から進行し、共犯の場合には、最終の行為が終わった時から、全ての共犯に対して時効の期間を起算する（刑事訴訟法第253条）。例えば、金商法第197条第1項による有価証券届出書等の虚偽記載については、「提出した（者）」（同項第1号）が罪となるため、正犯である会社代表者が有価証券届出書等を提出した時が、共犯である公認会計士にとっても公訴時効の起算点になると考えられる。

付表2 刑事上の責任の内容

責任主体	業務区分	違法行為の内容	刑事罰又は行政罰	根拠条文
会計監査人	会社法監査	職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	会社法967 (3)
会計監査人である監査法人の社員	会社法監査	職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	会社法972
公認会計士	金商法監査	有価証券届出書、有価証券報告書等の虚偽記載（訂正報告書を含む。） 正犯...提出会社 共犯...公認会計士	10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	金商法197
公認会計士	金商法監査	有価証券報告書の添付書類、内部統制報告書（又はその添付書類）、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書等の虚偽記載（訂正報告書を含む。） 正犯...提出会社 共犯...公認会計士	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	金商法197の2
公認会計士 ・外国公認会計士 ・監査法人の使用人 ・その他の従事者（であった者を含む。）	全ての公認会計士業務	守秘義務違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	会計士法27 会計士法49の2 会計士法52
特定社員	取り扱った業務	守秘義務違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	会計士法34の10の16 会計士法52

その他の責任

から において、公認会計士等の資格に基づく業務上生じる責任の態様について述べてきたが、それ以外に会計士法上、公認会計士の資格に基づきその業務に関連して、会計士法上の資格を有する法人や個人のほか、無資格者等も、責任を問われることがある。このような責任のうち、会計士法「第8章 罰則」に記載されている責任について主なものを項目別にまとめて下表に記載した。

1. 監査証明業務を行う者の制限、公認会計士等の名称使用制限等に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(監査証明を受けていない財務書類) 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けずに、その公表する財務書類の全部又は一部が公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない(会計士法47)。</p>	<p>2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(会計士法50)</p>
<p>(監査証明業務の制限) 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定めのある場合を除いて、他人の求めに応じ報酬を得て会計士法第2条第1項に規定する業務をしてはならない(会計士法47の2)。</p>	<p>2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(会計士法50) なお、公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者については、100万円以下の過料(会計士法54(2))</p>
<p>(公認会計士の名称の使用制限) 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない(会計士法48)。</p>	<p>100万円以下の罰金(会計士法53(4)) なお、公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者については、100万円以下の過料(会計士法54(3))</p>
<p>(監査法人・有限責任監査法人・協会の名称使用制限) ・監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない(会計士法48の2)。 ・無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない(会計士法48の2)。 ・協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない(会計士法48の2)。</p>	<p>100万円以下の罰金(会計士法53(5))</p>

2. 定款・会計帳簿・貸借対照表・業務の状況に関する説明書類等に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(定款等への記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を定めなければならない(会計士法34の7)。 ・監査法人は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない(会計士法34の15の3)。 ・監査法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない(会計士法34の16)。 	30万円以下の過料(会計士法55の4(2))
<p>(計算書類等の作成・提出)</p> <p>監査法人は、毎会計年度経過後2月以内に計算書類及び業務報告書又はその電磁的記録を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない(会計士法34の16、)。</p>	30万円以下の過料(会計士法55の4(3))
<p>(業務の状況に関する説明書類の作成・縦覧等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府令で定めるものを記載した業務の状況に関する説明書類又は業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、かかる書類を公衆の縦覧に供しなければならない(会計士法28の4、会計士法34の16の3)。 ・上述の説明書類を電磁的記録をもって作成し、公衆の縦覧に供したものとみなす場合には、当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならない(会計士法28の4、会計士法34の16の3)。 	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(会計士法52の2(1))

3. 登記・登録・公告に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(監査法人の登記)</p> <p>監査法人は、政令に定めるところにより、登記をしなければならない(会計士法34の6)。</p>	30万円以下の過料(会計士法55の4(1))
<p>(不正手段による公認会計士等の登録)</p> <p>偽りその他不正の手段により公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録をしてはならない(会計士法51)。</p>	6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金(会計士法51)

<p>(不正手段による有限責任監査法人の登録) 第34条の24の登録を受けようとする有限責任監査法人は、不正の手段により同条の登録を受けてはならない(会計士法34の24、会計士法52の2(2))。</p>	<p>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(会計士法52の2(2))</p>
<p>(有限責任監査法人の登録申請) 登録を受けようとする有限責任監査法人は、名称、事務所の所在地、社員の氏名及び住所、資本金の額、その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出し、申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない(会計士法34の25)。</p>	<p>100万円以下の罰金(会計士法53(1))</p>
<p>(有限責任監査法人の変更登録) 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときには、直ちに変更の登録を申請しなければならない(会計士法34の28)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4(9))</p>
<p>(合併に伴う公告等の手続) ・合併をする監査法人は、所定の事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない(会計士法34の20)。 ・債権者が異議を述べたときは、合併をする監査法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない(会計士法34の20)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4(4))</p>
<p>(電子公告調査) 公告を電子公告によりしようとする監査法人は、公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務大臣の登録を受けた者に対し、調査を行うことを求めなければならない(会計士法34の20、会計士法34の23、会社法941)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4(5))</p>

4．有限責任監査法人の供託金に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(供託金) 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保する必要があると認めるときは、登録有限監査法人と所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる(会計士法34の33)。</p>	<p>100万円以下の過料(会計士法55の3 (2))</p>
<p>(供託金が不足する場合) 登録有限責任監査法人は、第34条の33第6項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が同条第1項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は同条第3項の契約の締結を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(会計士法34の33)。</p>	<p>6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金(会計士法52の4)</p>

5．虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(出頭・陳述等) 内閣総理大臣が公認会計士に虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に際し、事件関係人又は参考人が処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をした場合(会計士法33 (1))</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55(1))</p>
<p>(鑑定) 内閣総理大臣が公認会計士に虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に際し、鑑定人が処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、虚偽の鑑定をした場合(会計士法33 (2))</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55(2))</p>
<p>(物件の提出) 内閣総理大臣が公認会計士に虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に際し、帳簿書類その他の物件の所有者が処分に違反して物件を提出しない場合(会計士法33 (3))</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55(3))</p>

<p>(立入検査)</p> <p>内閣総理大臣が公認会計士に虚偽又は不当の証明等があるとの報告を受けた場合の調査に際し、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合(会計士法33(4))</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55(4))</p>
--	-----------------------------

6. 審判手続に係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(参考人等の虚偽の陳述等)</p> <p>審判手続において、民事訴訟法第201条第1項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をした場合(会計士法34の47、会計士法34の50、民事訴訟法201、会計士法52の3)</p>	<p>3か月以上10年以下の懲役(会計士法52の3)</p>
<p>(出頭・陳述をしない者等)</p> <p>第34条の47第1項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者(会計士法53の3(1))</p>	<p>20万円以下の罰金(会計士法53の3(1))</p>
<p>(宣誓をしない者)</p> <p>民事訴訟法第201条第1項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者(会計士法34の47、会計士法34の50、民事訴訟法201、会計士法53の3(2))</p>	<p>20万円以下の罰金(会計士法53の3(2))</p>
<p>(物件を提出しない者)</p> <p>第34条の49第2項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者(会計士法53の3(3))</p>	<p>20万円以下の罰金(会計士法53の3(3))</p>
<p>(鑑定をしない者等)</p> <p>第34条の50第1項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者(会計士法53の3(4))</p>	<p>20万円以下の罰金(会計士法53の3(4))</p>
<p>(審判官による立入検査の拒否等)</p> <p>第34条の51第1項、第46条の12第1項又は第49条の3第2項の規定による審判官の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(会計士法53(3))</p>	<p>100万円以下の罰金(会計士法53(3))</p>

7. 清算・資本の減少・出資金の払戻しに係る責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(破産手続開始の申立て) 監査法人の清算中に財産が債務を完済するのに不足することが明らかになったときは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない(会計士法34の22 、会社法656)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4 (6))</p>
<p>(残余財産の分配) 監査法人の清算に際し、債務の弁済後でなければ、法人の財産を社員に分配することができない(会計士法34の22 、会社法664)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4 (7))</p>
<p>(無限責任監査法人の任意清算に関する手続) 無限責任監査法人は、解散の日から2週間以内に所定の事項を官報に公告し、かつ知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。また、債権者が期間内に異議を述べたときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない(会計士法34の22 、会社法670)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4 (8))</p>
<p>(有限責任監査法人の資本金の減少、持分の払戻し等に関する手続) 有限責任監査法人は、資本金の減少、持分の払戻しをする場合には、所定の事項を官報に公告し、かつ知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。また、債権者が期間内に異議を述べたときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。また、催告期間内は債務の弁済をすることができない(会計士法34の23 、会社法627 、会社法635 、会社法661)。</p>	<p>30万円以下の過料(会計士法55の4 (8))</p>

8 . 上記以外の責任

会計士法の規定	罰 則
<p>(就職の制限) 会社その他の財務書類について会計士法第 2 条第 1 項の業務を行った場合には、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない (会計士法 28 の 2、会計士法 34 の 14 の 2)。</p>	<p>100 万円以下の過料 (会計士法 54(1))</p>
<p>(検査役の調査・報告) 出資に関して選任された検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提供して報告をしなければならない (会計士法 34 の 23、会社法 207、会計士法 34 の 23、会社法 33)。</p>	<p>100 万円以下の過料 (会計士法 55 の 3 (1))</p>
<p>(有限責任監査法人の業務の実施) ・有限責任監査法人は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、会計士法第 2 条第 1 項の業務又は同法第 34 条の 5 各号に掲げる業務を行ってはならない (会計士法 34 の 24)。 ・登録有限責任監査法人は、供託する供託金につき供託又は供託に関する契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行ってはならない (会計士法 34 の 33)。</p>	<p>1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (会計士法 52 の 2 (3))</p>
<p>(公認会計士等への報告徴収) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、会計士法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士、又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる (会計士法 49 の 3)。</p>	<p>100 万円以下の罰金 (会計士法 53 (2))</p>
<p>(両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、会計士法第 50 条、第 52 条の 2、第 52 条の 4、第 53 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号又は第 53 条の 2 の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する (会計士法 53 の 4)。</p>	<p>各本条の罰金刑 (会計士法 53 の 4)</p>

以 上